

令和 2 年

綾瀬市議会 1 2 月定例会追加議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
議 案		
1 0 2	綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
1 0 3	綾瀬市特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部を改正する条例	2
1 0 4	綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	3
1 0 5	綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	4
1 0 6	令和 2 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 9 号）	別 冊

綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年綾瀬町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「、100分の130」を「100分の125」に、「得た額に」を「得た額に、」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

人事院勧告並びに国及び近隣市の職員の給与等の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 綾瀬市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和43年綾瀬町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の215」に改める。

第2条 綾瀬市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の217.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

人事院勧告及び近隣市の特別職の職員で常勤のものとの給与等の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和43年綾瀬町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の215」に改める。

第2条 綾瀬市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の217.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

人事院勧告及び近隣市の議員報酬等の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年綾瀬市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 綾瀬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月27日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

（提案理由）

人事院勧告並びに国及び近隣市の一般職の任期付職員の給与等の状況に鑑み、所要の改正をいたしたく提案するものであります。